

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事課

○ 拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例

警察本部

### 【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

## 目次

担当課（室）

# 令和2年5月19日 岡山県公報 号外

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第三十九号

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出しを削り、附則に次の一項を加える。

8 令和二年六月に支給する期末手当に限り、第三条第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百七十」とあるのは、「百分の百五十」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第四十号

拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例

拡声機等による暴騒音規制条例（昭和五十九年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十五条第一号に定める」を「第三十四条の二第二号に規定する」に、「同条第二号に定める」を「同号に規定する」に改める。

### 附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(解説)

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
現下の社会情勢に鑑み、知事等の期末手当の支給割合の特例措置を講ずる等所要の改正を行ったものである。

◎ 拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例について  
食品衛生法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。